

【公募型プロポーザル方式】
宿毛市介護予防・
日常生活圏域ニーズ調査
業務委託募集要領

令和4年10月
宿毛市長寿政策課

1. 業務の目的

本業務は、令和 5 年度は、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条の規定に基づき、第 9 期宿毛市高齢者保健福祉計画及び宿毛市介護保険事業計画(令和 6 年度～令和 10 年度)を策定するため、国の動向を見据えつつ、高齢者の生活及び課題等を的確に把握することを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名称 : 宿毛市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務
- (2) 業務内容 : 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 : 契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- (4) 契約限度額 : 3,476,000 円(消費税及び地方消費税を含む。業務完了後、一括で支払う。)

3. 参加資格

本業務の企画提案に参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成 24 年宿毛市規則第 28 号)第 6 条に規定する「入札参加資格登録からの排除措置」を現に受けていないこと。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (6) 過去 6 年以内に、地方公共団体が実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」業務の実績があること。

4. 実施スケジュール

公募開始から契約締結までのスケジュールは次のとおりです。

| | |
|-----------------------|---------------------------|
| 公募開始(募集要領等の公表、質問受付開始) | 令和 4 年 10 月 17 日(月) |
| 質問書提出期限 | 令和 4 年 10 月 21 日(金)17 時まで |
| 質問の回答集約分を電子メールで送信 | 令和 4 年 10 月 24 日(月) |
| 参加意向申出書の提出期限 | 令和 4 年 10 月 26 日(水)17 時まで |

| | |
|------------------------------------|-------------------|
| | で |
| 参加資格確認結果通知書発送 企画提案プレゼンテーション案内発送 | 令和4年10月28日(金) |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和4年11月9日(水)17時まで |
| 企画提案プレゼンテーション実施 | 令和4年11月上旬 |
| 選考結果通知発送 | 令和4年11月中旬 |
| 契約締結 | 令和4年11月下旬 |

5. 質問受付及び回答

本要領、仕様書等について、確認事項や不明な点がある場合は質問書(第5号様式)を提出すること。

- (1) 提出期限 : 令和4年10月21日(金) 17時まで
- (2) 提出方法 : 質問書(第5号様式)を電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法 : 提出された質問は個別に回答するとともに、質問事業者には令和4年10月24日(月)までに事業者名を伏せた上で全質問に対する回答集約分を電子メールにて送信する。
- (4) 提出先 : 後記12を参照

6. 参加意向申出書の提出

- (1) 提出期限 : 令和4年10月26日(水) 17時まで
- (2) 提出書類 : 「企画提案書等提出書類一覧及び留意事項」(別紙1)を参照
- (3) 提出方法 : 持参又は郵送(必着)
- (4) 提出先 : 後記12を参照

7. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 : 令和4年11月9日(水) 17時まで
- (2) 提出書類 : 「企画提案書等提出書類一覧及び留意事項」(別紙1)を参照
- (3) 提出方法 : 持参又は郵送(必着)
- (4) 提出先 : 後記12を参照

8. 事業者の選定

(1) プレゼンテーション

①実施日時・場所

令和4年11月上旬(未定) 宿毛市希望ヶ丘1番地 宿毛市役所3階 会議室301

※リモートによるプレゼンテーションを可能とし、希望の場合は事前に申し出ること。

②実施時間

1 事業者につき 40 分以内(プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 20 分以内とする)

③その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションで使用する機材等がある場合は、事業者で用意すること。
- ・プレゼンテーションは提出された資料を基に行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は、原則認めない。
- ・実施会場に入室する事業者の人数は5名以内とする。実施会場への入室の有無に関わらず、当日来庁する人員については、当日の体温が 37.5 度未満で咳や鼻水等の体調不良を示す症状がない者に限り、全員がマスクを着用すること。

(2) 選定方法

事業者の選定は、市が審査委員会を設置し、提出書類と提案内容のプレゼンテーションにより審査を行い、契約限度額以内の提案を行った事業者の中で最高得点者を契約候補者とし、次に得点の高かった者を次点の候補者として選定する。

ただし、評価の対象となるプロポーザル参加事業者が1者の場合、選定基準における採点結果が一定点数(300点)以上を満たし、本業務を実施し得る能力を満たすと判断した場合は、当該プロポーザル参加事業者を優先交渉権者とする。

(3) 選定基準

書類及びプレゼンテーションの評価は下表の基準により行う。なお、選定委員による評価点の満点は500点(100点/1人×選定委員5人)とする。

| 審査項目 | 審査の視点 | 配点 | 評価の基準 | |
|------|--------------------------|----|-------|---|
| 実施体制 | 業務履行体制が適切に構築されているか | 30 | 30 | ・責任者の位置付けがあり、管理にあたって十分な人員が確保されている ・社会福祉士や介護支援専門員等、人材活用が期待できる |
| | | | 20 | 責任者の位置付けがあり、管理にあたって十分な人員が配置されている |
| | | | 10 | 責任者の位置付けがあるものの、管理にあたり最低限度の人員しか確保されていない |
| | 効率的、効果的な調査データ収集の提案ができるか。 | 40 | 40 | 独自性があり、新たな工夫が見られる事業が期待できる |
| | | | 20 | 十分な工夫が見られる事業が期待できる |
| | | | 10 | 工夫が見られず、一般的な内容である |

| | | | |
|-------------------------------|----|----|---------------------------|
| 調査データの分析から計画策定や政策立案について提案できるか | 30 | 30 | 独自性があり、新たな工夫が見られる事業が期待できる |
| | | 20 | 十分な工夫が見られる事業が期待できる |
| | | 10 | 工夫が見られず、一般的な内容である |

※同点の場合は、提案額が低い事業者を上位とする。

(4) 結果の公表

審査結果は、全ての参加事業者に文書で通知する。

9. 契約の締結

前記 8 により契約候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。ただし、辞退その他の理由(契約締結までに前記 3 の参加資格を満たさなくなった場合又は次項 10 に該当する事実が判明した場合等)で契約できない場合、次点候補者と契約の交渉を行う。

10. 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、庁内委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

11. その他留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に要した費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (3) 提案は、1 事業者につき 1 つとする。
- (4) 本市が提供する書類及び参加者からの提出書類は、本プロポーザル以外に無断で使用しない。
- (5) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、審査及び(6)に示す公開に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、契約候補者として選定された参加者の提出書類は返却しない。
- (6) 提出された提案書等は、宿毛市情報公開条例(平成 13 年宿毛市条例第 26 号)に基づく情報公開請求があった場合、ならびに議会へ説明する場合、公開することとする。
- (7) プロポーザルは、提案の選定を目的に実施するものであり、契約する業務において

は必ずしも提案内容に沿って行うものではなく、本市の指示のもと変更または修正を加える場合があるものとする。

- (8) 参加申込者が 1 者のみの場合は、プレゼンテーションを行った上で、本業務の受託者として、適切に業務を履行できるかを総合的に判断し、選定する。

12. 問い合わせ・提出先

〒788-8686 高知県宿毛市希望ヶ丘 1 番地

宿毛市役所 長寿政策課 担当:田中

TEL : 0880-62-1234 FAX : 0880-62-1270

E-MAIL : cyoujyu@city.sukumo.lg.jp

(別紙 1)

企画提案書等提出書類一覧及び留意事項

1. 質問書

提出期限 令和4年10月21日(金)17:00まで(※メールによる)

| |
|------------------------------|
| ① 質問書(第5号様式) |
| プロポーザル参加意向申出書とは提出方法が異なるので注意。 |

2. 参加意向申出書

提出期限 令和4年10月26日(水)17:00まで(※持参又は郵送(必着)による)

| |
|------------------------|
| ①参加意向申出書(第1号様式)正本1部 |
| 企画提案書とは提出期限が異なるので注意。 |
| ②業務経歴書(第4号様式)正本1部 |
| ③誓約書及び照会承諾書(第6号様式)正本1部 |

3. 企画提案書等

提出期限 令和4年11月9日(水)17:00まで(※持参又は郵送(必着)による)

| |
|--|
| ①企画提案書(第2号様式)正本1部、副本5部 |
| 企画提案書(第2号様式)を表紙とし、別紙(A4縦版とし、A4サイズ以上になる場合はA4サイズに折り込むこと)に業務の実施方法について具体的に記載すること。 |
| ②業務実施体制(第3号様式)正本1部、副本5部 |
| 様式のとおり ※最近の主な経歴には受託業務実績を記載し、「担当」には受託業務において実際に担当した職務内容(役割や主・副担当の別など)を記載すること。 |
| ③法人・団体等概要書…6部 |
| ※既存の概要パンフレットで可 |
| ④見積書(任意様式)…正本1部 |
| 消費税を除いた価格及び税込価格を記載し、可能な限り内訳の記載に努めること。 ※税込価格が契約限度額を超えないこと。 |
| ⑤プライバシーマーク法人認定等を証する書類の写し…正本1部 |
| 一般社団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定、もしくは同等の第三者評価を複数回更新した実績を有する法人であることを必須とし、法人認定を証するものであること。 |

※企画提案書等は、3の①から③の書類をそれぞれ1部ずつ順にクリップ止めすること。

※副本はコピー(写し)を可とするが、①の企画提案書に限っては原本がカラーである場合は、副本もカラーとする。